

コラボヘルス推進のお知らせ

はじめに

超少子高齢社会を迎える我が国では、日本再興戦略において「国民一人ひとりの健康寿命の延伸」の実現を目指しており、これを受けて経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体が互いに連携し合い、職場、地域で具体的な対応策を講じることが求められています。

このことにより、「従業員の健康寿命の延伸」を目指すべく、事業所と健保組合との連携（コラボヘルス）をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業の実施に向けて、健診結果等の情報を共有・活用することとなりますので、※個人情報の保護に関する法律第27条第5項に基づき下記のとおり、お知らせいたします。

（参考）個人情報の保護に関する法律

第27条（第三者提供の制限）

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

—中略—

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

個人データの利用目的

- ① 事業主の、労働安全衛生法による健康診断結果の記録など、関連法令による義務を履行し、健診結果に基づく保健指導等を効果的に実施するため、および事業における安全配慮義務を確実に履行するため
- ② 健保組合の、被保険者の健康保持増進を目的とした保健事業等（特定保健指導を含む）を効果的に実施するため
- ③ 医療従事者に対する健康相談等への利用及び健保組合の事業の評価・分析並びに産業医等との情報交換を行うため

共同して利用する者の範囲

事業主（全社規程「健康情報等の取扱規程」を超えない範囲に限る）、健保組合、産業医、委託先事業者

個人データを利用する事業内容

① 健診結果およびリスク保有者データの共有による事後指導

共同利用するデータ：定期健康診断項目、個人が受診し会社に提出した健康診断または人間ドックの項目

⇒事業所が実施する法定健診、健保組合が実施する法定健診以外の定期健診項目、労働安全衛生法第66条5項の定めにより従業員個人が受診し会社に提出した健康診

断または人間ドックの項目、及びその検査値について情報を共有し、事業所および健保組合が各々管理するデータ管理システムにて管理・分析を行い、該当者に対して事業所の医療従事者、健保組合又は各々より委託した者より受診勧奨や保健指導を行います。

② 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

共同利用するデータ：生活習慣病の発症リスクが高い方の未受診情報（例：血圧が高く、高リスク保有判定値を上回る方で医療機関を受診していない等）

※病歴等の情報は含まれません

⇒治療が必要と判断される「高リスク保有者」に対して、事業所の医療従事者又は健保組合より受診勧奨を行います。

共同して利用する項目

事業所と健保組合が共同実施する「定期健康診断」に係る検査項目の内、労働安全衛生法及び同規則に基づく健康診断の項目、健康診査データに基づく特定保健指導対象者情報及び生活習慣病重症化予防事業対象者情報

具体的には、次の項目を指します。

- ① 健康保険証の記号・番号、氏名、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所、電話番号、資格取得日、資格喪失日
- ② 所属する事業所・部署のコード、名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス、一般（定期）健診・成人病予防健診、人間ドック、歯科検診、特殊健診、二次健診、特定業務従事者健診、雇入時健診、海外派遣に関する健診の結果データ
- ③ 保健指導（特定保健指導およびその他の保健指導）
- ④ 健康診査の受診医療機関名及び医師名



データ管理責任者

事業所 / 埼玉県さいたま市桜区栄和 3-3-27

株式会社オリジン 総務部長（個人情報保護監督者）

健保組合 / 埼玉県さいたま市桜区栄和 3-3-27

オリジン健康保険組合 常務理事

個人情報の利用停止の手続き

個人データを共同して利用することに同意されない場合は、下記の問い合わせ窓口までご連絡ください。ただし、労働安全衛生規則第44条に掲げる健診項目は、労働安全衛生法上の法定項目であるため、この手続きの対象とはなりません。

問い合わせ窓口 オリジン健康保険組合 048-762-3591



本事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報（病歴・治療内容等）は含まれません。

さいごに

健康診断を受診することは、生活習慣病はもとよりがんの早期発見など、ご自身の命を守ることにつながります。みなさまとご家族のためにも年に1度は必ず健康診断を受けましょう！